

■奈良労働局 雇用環境・均等室とは？

奈良労働局は、厚生労働省管轄の全国47都道府県に設置されている労働局の1つであり、労働に関する業務全般を取り扱う国の機関です。

雇用環境・均等室では、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などの啓発指導、労働に関する相談、行政指導、労働紛争解決の援助などの業務を担当しています。

■労働相談、ハラスメントの現状は？

平成30年度に奈良労働局に寄せられた総合労働相談件数は、9,429件であり、4年連続で9千件を超えています。そのうち、個別労働紛争（労働者個人と事業主との間の民事上の労働紛争）に関する相談は2,107件あり、なかでも、「いじめ・嫌がらせ（職場でのパワーハラスメントを含む）」に関するものが659件にのぼり、最も多い相談内容となっています。

また、「セクシュアルハラスメント」に関する相談は71件、「妊娠・出産等に関するハラスメント」の相談は17件、「育児・介護休業等ハラスメント」の相談は72件ありました。パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の職場内ハラスメントは、労働問題の中でも大きな課題となっているのが現状です。

こうした状況の中、奈良労働局雇用環境・均等室では、「総合労働相談コーナー」を設置するとともに、奈良、葛城、桜井、大淀の4つの労働基準監督署でも、それぞれ「総合労働相談コーナー」を設置し、合わせて県内5カ所、計8名の労働に関する専門の相談員が常駐しています。

また、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントの相談に常時対応できるように、雇用環境・均等室に「ハラスメント対応相談窓口」を常設しています。

■解決に向けて

労働局では、パワーハラスメントの相談に対して、「労働局長による助言・指導」、「紛争調整委員会によるあっせん」、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等ハラスメントの相談に対して、「調停会議による調停」などの援助を行っています。いずれの場合も相談内容に応じて実施可能な援助を相談者に提示し、問題解決に向けて、サポートしています。

職場のトラブルで悩んでいませんか？ひと、くらし、みらいのために

奈良労働局 雇用環境・均等室

こうした援助は、すべて無料であること、裁判に訴える場合よりも手続きが簡単であり、時間も短くすむこと、関係者以外に援助等の内容が公になることはなく、プライバシーも保護されるなどのメリットがあります。

雇用環境・均等室では、職場でのトラブル解決に向けた具体的な援助に加えて、労働に関する疑問や悩み、法律の内容についての情報提供など、労働問題全般に関する相談を受け付けています。



※労働者、事業主それぞれに向けて、詳しい冊子も作成

■よりよい職場環境のために

男女雇用機会均等法等に基づき、事業所訪問等による行政指導をしています。法に沿った対策を講じていない場合に、セクシュアルハラスメント等の防止対策についての助言等を行っています。

雇用環境・均等室では、事業規模や業種に関係なく、雇用主さんがより良い職場環境を整え、すべての人が安心して働くことができる職場づくりをサポートできるよう、取り組んでいます。

●助言・指導、あっせん、調停とは

助言・指導：民事上の個別労働紛争について、労働局長が当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度。

あっせん：民事上の個別労働紛争について、あっせん委員が紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより紛争の解決を図る制度。

調停：調停委員が、当事者双方から事情聴取し、調停案を作成し、双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図ること。但し、令和元年時点では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争の場合のみ、実施が可能。

奈良労働局 雇用環境・均等室

住所：奈良市法蓮町387

奈良第三地方合同庁舎2F

電話：0742-32-0210 FAX：0742-32-0214